

# 新潟地域合併協議会だより

創刊号

平成16年2月

新潟市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・  
岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村

発行：新潟地域合併協議会

新潟市，白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村の12市町村は，地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づく「新潟地域合併協議会」を設置し，合併後の行政サービスやまちづくりのあり方などについて協議を行っています。

現在までに2回の協議会を開催して，多くの事項について協議し，合意されましたので，その主な内容をお知らせします。

## 第2回新潟地域合併協議会までに合意した主な内容

### 合併の方式

白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村を廃し，その区域を新潟市に編入する編入合併とする。

### 議会の議員の任期及び定数の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項に規定する，定数に関する特例を適用する。（各市町村を選挙区として増員選挙を実施します。）

#### 【増員選挙の定数】

新潟市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町
52人（在任）	4人	5人	1人	1人	3人
岩室村	西川町	味方村	潟東村	月潟村	中之口村
1人	1人	1人	1人	1人	1人

任期は，新潟市議会議員の任期（H19.5.1）と同じになります。  
増員選挙後の定数は，合計で72人となります。（H12年国勢調査人口より算出）

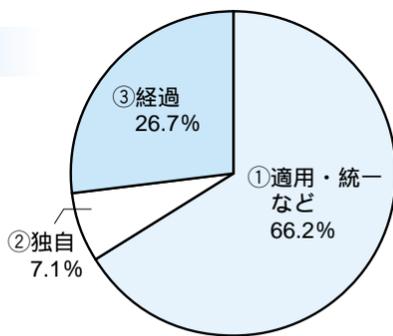
### 行政機構及び組織の取扱い

合併前の行政サービス水準を確保するため，白根市役所，豊栄市役所，小須戸町役場，横越町役場，亀田町役場，岩室村役場，西川町役場，味方村役場，潟東村役場，月潟村役場及び中之口村役場は，合併時に地方自治法上の支所とする。

- ただし，
- 各支所については，現行の組織機能を考慮した組織体制とする。
  - 支所の組織については，住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し，合併後の状況により再編，見直しを図る。
  - 住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。
  - 各市町村に設置されている地方自治法上の出張所については，住民サービスの低下を招かないよう配慮した組織とし，合併後の状況により再編，見直しを図る。

### 各種事務事業の取扱い

住民生活に密接にかかわる事務事業225項目を協議し，以下のとおり合意しました。  
（なお，任意合併協議会では227項目でしたが，本協議会に新津市が加わらなかったことなどにより，2項目を削除しています。）



区分	項目数
①すべての市町村で新潟市の制度を適用・統一などとした事務事業	149項目
②いずれかの市町村で独自施策を合併後も存続することとした事務事業	16項目
③いずれかの市町村の制度で合併後，一定の期間，経過措置を設けることとした事務事業	60項目
合計	225項目

これらのうち，任意合併協議会において未調整であった「国民健康保険料率・納期等の状況」については，新潟市の制度に統一しますが，引き続き当該市町村域で国民健康保険に加入している世帯に限り，次の経過措置を設けることとなりました。

白根市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村，中之口村については，合併年度は現行のとおりとする。  
豊栄市については，合併年度は現行のとおりとし，合併の翌年度は医療給付費分保険料率のみ旧豊栄市の税率に相当する料率を適用するものとする。

### 合併の期日

合併の期日は，平成17年3月21日とする。

### 地域審議会の取扱い

白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村の区域ごとに，市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定を適用し，地域審議会を設置する。

なお，第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」における地域自治組織（地域協議会を含む）が法制化された場合，同調査会の答申を踏まえた，それぞれの地域における取り組みを尊重しつつ，12市町村で協議し，その内容を反映させていく。

地域審議会は，旧市町村の区域を単位として設けられ，当該区域に係る事務に関し，合併市町村の長の諮問に応じて審議し，または必要と認める事項につき，合併市町村の長に意見を述べるができる附属機関です。

### 地方税の取扱い

個人市町村民税	新潟市の制度に統一する。 ただし，均等割については，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り，市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により，不均一の課税をする。この場合，合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし，それに続く2年度は500円加算した税額とする。 なお，地方税法の改正により均等割の標準税率が統一され，新潟市と同率になった場合は，不均一課税を実施しない。
法人市町村民税	新潟市の制度に統一する。 ただし，法人税割については，新潟市より税率が低い場合は，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り，市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により，不均一の課税をする。なお，この場合，合併年度及びこれに続く3年度は現行のとおりとする。
固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税 入湯税	新潟市の制度に統一する。
事業所税	新潟市の制度を適用する。 ただし，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り，市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により，課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお，この場合，合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし，その翌年度は2分の1の税率とする。
都市計画税（ ）	新潟市の制度に統一する。 ただし，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り，市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により，課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお，この場合，合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし，それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。

（ ）都市計画税は，市街化区域内の土地と建物以外には課税されません。

## 新潟地域合併建設計画（新にいがたまちづくり計画）

## 1 まちづくりの基本方針

## 《新市の基本理念》

新市は、優れた都市機能と豊かな自然環境との調和・共存を図り、学術や研究開発の充実、空港・港湾などの都市基盤の一層の強化などにより、活力にあふれた産業の集積と国内外との多様な交流を実現し、日本海側の中枢拠点都市・環日本海圏の国際交流拠点都市としての発展を目指すとともに、全国有数の農業基盤を活かし、先進的な取り組みにより農業をはじめとした関連産業の活力ある発展を図ることで「田園型政令指定都市」の実現を目指します。

そして、目指すべき姿としての基本理念は、「世界にはばたく交流拠点の実現」、「高次都市機能と豊かな自然環境との調和・共存」とします。

## 《まちづくりの方向》

2つの基本理念を実現するために、以下の5つの施策の方向を設定します。

『活力ある産業が展開するまち』

『多様な交流ができるまち』

『自然と共生できるまち』

『ゆとりと潤いのあるまち』

『一人ひとりの思いを受けとめるまち』

## 2 財政計画

新市の10年間（平成17年度～平成26年度まで）の財政計画を作成しました。

歳入、歳出の10年間の総額は、それぞれ2兆6,774億円となっています。

なお、概算事業費並びに財政計画は、任意合併協議会で示した内容と比較して、新津市の事業費分を除いたこと、ガス事業の民間譲渡に伴う事業費分を削減したことに加え、平成16年度地方財政計画を反映させたことにより、それぞれ額が減少しています。

## 各市町村の住民説明会等で出された意見・質問等

Q 政令指定都市における区割りについて（区割りについては日常生活に密着した問題であり、地域の実情等を考慮してほしい。）

A 第1回新潟地域合併協議会において、今後の区割り検討の進め方について、了承されたところですが、具体的には、新潟地域合併協議会等の意見・要望を踏まえ、12市町村の担当課長で構成する分権専門部会で、複数の区割りパターンを作成し、区割りに関する基礎資料とともに合併関係市町村の住民の皆さんに公開し、区割りについての住民意見を募集します。寄せられた住民意見については、集約し、それを住民の皆さんに公表します。寄せられた意見は、区割りと区役所の位置について審議するため、合併後設置する行政区画審議会に審議の参考としてすべて提出されます。

Q 防犯対策の強化について（国際化に伴い、犯罪が増加、凶悪化している中、犯罪に対する新市の方針が希薄ではないのか。）

A 合併建設計画の「防災・消防・防犯」の項目の中に、下記を追加して、強化策を具体的に盛り込みました。  
「全国的に犯罪が増加・悪質化するなど、市民生活の安全が脅かされています。『安全で安心できる住みよいまちづくり』を目指して、広報・啓発活動や自主的な防犯活動を支援し、地域コミュニティの活性化による『地域の安心・安全は住民みずからが守る』意識の醸成に努めます。  
また、行政・警察・市民相互の情報を共有して、学校、通学路における児童・生徒の安全確保や犯罪を防止する環境づくりを進め、市民の安心・安全対策に取り組んでいきます。  
政令指定都市移行後は、警察法に基づき、県警察本部に市警察部が設置されることから、これらの組織との連携により、大都市に求められる防犯体制の強化を図ります。」

Q 職員給与体系の検討、人員削減について（議員、職員の削減、職員給与体系の見直しの声が強い。）

A 新潟市以外の11市町村の議員は合併と同時に失職し、各市町村の人口に応じて増員選挙が行われます。合併前の新潟市を含む12市町村議員総数は248人ですが、合併後は72人となり、さらに2年後には56人以下となります。  
また、職員数については、合併後の人口規模に対応した職員数を同格他都市と比較・推計し、10年間で500人程度を削減することにしています。合併後の職員の給与体系については、今後、関係市町村長が協議して定めることにしています。

Q 高等学校の通学区域はどうなるのか。

A 高等学校普通科の通学区域については、県教育長が県議会で「新・新潟市が同一学区になるよう考えている。平成16年度前半までには結論を出して、公表できるよう鋭意努力する。」と答えています。

Q 地域独自の活動を支える地域振興予算について

A 合併後の支所には、一定の権限を付与する方向で合意をしています。それに基づき、今後、関係市町村長が協議して定めていきます。

Q 現在の地域・地名を残してほしい。

A 町字名は各市町村の意向を尊重することで合意しており、地元と十分調整を図っていきます。

Q 祭りなど各市町村の特色・文化を残してほしい。

A 地域の祭りは現行どおりとするなど、各地域の伝統・文化を尊重していきます。

Q サービスの低下に対する懸念について（窓口サービスの低下に対し、不安がある。）

A 合併前の行政サービス水準を確保するため、各市町村の役所、役場を支所とすることで合意しています。

Q 合併に関する情報を示してほしい。

A これまでも「新潟地域合併問題協議会だより」やホームページ、各市町村の広報誌や住民説明会などを通じてお知らせしてきたところですが、今後も積極的な情報提供を行っていきます。

新潟地域合併協議会で合意した内容など、ご不明な点・ご質問については、協議会ホームページをご覧ください。事務局または各市町村にお問い合わせください。

・新潟地域合併協議会事務局（新潟市役所内）	☎025-228-1000	ホームページ： <a href="http://www.niigatachiiki-gappei.jp/">http://www.niigatachiiki-gappei.jp/</a>	
・新潟市広域合併推進課	☎025-228-1000 ㊟025-223-1557	・岩室村企画調整課	☎0256-82-5728 ㊟0256-82-4119
・白根市企画財政課	☎025-373-2111 ㊟025-373-3933	・西川町総務課	☎0256-88-3111 ㊟0256-88-7491
・豊栄市企画財政課	☎025-387-3401 ㊟025-387-2723	・味方村総務課	☎025-372-1141 ㊟025-372-2957
・小須戸町総務課	☎0250-38-3111 ㊟0250-38-5210	・潟東村総務課	☎0256-86-3111 ㊟0256-86-3109
・横越町総務課	☎025-385-2111 ㊟025-385-2410	・月潟村総務課	☎025-375-2710 ㊟025-375-5117
・亀田町企画調整課	☎025-381-2111 ㊟025-381-7090	・中之口村総務課	☎025-375-2712 ㊟025-375-5451